

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、定款第22条に基づき、一般社団法人女性を元気にする会（以下「法人」という。）の役員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、法人の理事および監事（以下「役員」という。）に適用する。

第3条（報酬の種類）

役員の報酬等は、次の区分とする。

種類	支給対象	内容
時間報酬	全役員	職務執行時間に対して別表の時間単価を乗じて支給する報酬
費用弁償	全役員	職務執行に要した実費の弁償

第4条（社員総会による決定）

役員の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

- 社員総会で決議した報酬等の内容は、別表に記載する。

第5条（代表理事の報酬）

代表理事には、別表に定める時間単価に職務執行時間を乗じた額を報酬として支給する。

- 代表理事は、当月の職務執行時間を記録し、翌月10日までに法人に報告する。
- 報酬は、報告に基づき翌月15日に支払う。
- 月の途中で就任または退任した場合は、実際の職務執行時間に基づき計算する。

第6条（理事・監事の報酬）

理事（代表理事を除く）および監事には、次に掲げる職務を執行した場合に、別表に定める時間単価に執行時間を乗じた額を支給する。

- （1）理事会への出席
- （2）社員総会への出席
- （3）その他代表理事が職務執行と認めた活動

- 報酬は、職務執行の翌月15日までに支払う。

3 計算における時間の端数は、30 分未満を切り捨て、30 分以上を 1 時間として計算する。

第 7 条（費用弁償）

役員が職務の執行に要した次の費用は、実費を弁償する。費用弁償は報酬等には含まない。

- （1）交通費 最も経済的かつ合理的な経路による公共交通機関の費用
- （2）宿泊費 別表に定める上限額の範囲内
- （3）その他 代表理事が必要と認めた費用

2 費用弁償の請求は、領収書等を添付した費用弁償請求書を提出することにより行う。

第 8 条（源泉徴収）

報酬の支払いに際しては、所得税（源泉所得税）その他法令に基づく控除を行い、税務署へ納付する。

第 9 条（報酬の辞退）

役員は、自らの意思により報酬の全部または一部を辞退することができる。辞退する場合は、書面により法人に申し出るものとする。

第 10 条（役員と職員の兼職）

役員が職員を兼ねる場合、役員報酬と職員給与を同時に受け取ることはできない。この場合の処遇は、理事会の決議による。

第 11 条（議事録の備置き）

社員総会において役員報酬等を決議した場合は、議事録にその内容を明記し、主たる事務所に備え置く。

第 12 条（改廃）

この規程の制定および改廃は、理事会の決議による。ただし、別表に記載する報酬額を変更する場合は、社員総会の決議を要する。

附則（令和 7 年 4 月 1 日施行）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 4 月 1 日施行）

この改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 役員報酬等一覧（社員総会決議）

役職	報酬の種類	時間単価
代表理事	時間報酬	3,500 円／時間
理事	時間報酬	3,000 円／時間
監事	時間報酬	3,000 円／時間
全役員共通	宿泊費（上限）	15,000 円／泊